

令和3年度

第7回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和3年10月14日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和3年度第7回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター10階101会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	9件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	13件
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第7号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	20件

報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	23件
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	34件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	17件
報告第4号	農地法第5条の規定による許可処分の取消について	1件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	17件

<出席委員> (17名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮惠理子	6番	梶本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
15番	石井一也	16番	市原律子
17番	高橋芳和		

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	圓城寺英樹
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	長谷川隆之		

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和3年度第7回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。
本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号17番 高橋 芳和 委員

議席番号 1番 小川 友安 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページから7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります長生郡睦沢町に本店の所在する法人が、義務者であります緑区あすみが丘に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、新規就農のため、所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、当該法人は現在、長生郡睦沢町で茗荷、甘薯を栽培しております。

また、権利者は、法人設立前に本市緑区に所在する農園にて、露地栽培、施設栽培について研修を受講しているとのことです。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。

申請地の取得後の作目は、ブルーベリーを予定しております。

つぎに第2項です。

議案書1ページをご覧ください。

本案件は、第5項までと関連案件となりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料8ページから11ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区小間子町に在住の方が、義務者であります若葉区上泉町に在住の方外3名の方々が所有する若葉区上泉町及び下泉町の農地を、経営規模拡大のため、使用貸借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、大根、大和芋、里芋を予定しております。

議案書3ページをご覧ください。

つぎに第6項です。

お手元の資料12ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区下泉町に在住の方が、義務者であります千葉市中央区中央3丁目に所在する相続財産管理人が管理する若葉区下泉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

議案書4ページをご覧ください。

つぎに第7項です。

お手元の資料13ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東金市広瀬に在住の方が、義務者であります若葉区中野町在住の方外1名の方々が所有する同区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ソヨゴ、カルミア等の植木を予定しております。

つぎに第8項です。

お手元の資料14ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります四街道市鷹の台2丁目に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、人参を予定しております。

議案書5ページをご覧ください。

つぎに第9項です。

お手元の資料15ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区茂呂町に在住の方が、義務者であります緑区刈田子町に在住の方が所有する同区刈田子町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>深谷委員</p>	<p>第1項について</p> <p>睦沢町からあすみが丘まで23キロメートルあり、距離的にかなり遠いがマッチングの経緯についてお伺いします。</p> <p>取得面積が24アールだが、既存の農地を含めたら下限面積基準の40アールをクリアしますか。</p> <p>収支計画について、資料6頁の農作業受託売上が4,600万円で売上合計が5,121万5千円、支出が1,787万4千円、その差額利益3,334万1千円は、収支の正確な収支を反映していない。収入の受託料を売上代金でなく受託料収入はいくらですか。また受託面積はいくらですか。</p> <p>第7項について</p> <p>東金市から中野町まで出てくるが、マッチングの経緯について伺いたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第1項のマッチングの経緯についてですが、権利者は、営農型太陽光発電推進・荒れた農地の開拓を経営目標としている会社で、農地の適地を探していたところ、緑区在住の方の適地を見つけたものです。</p> <p>下限面積については、既存の経営面積が8,376平方メートルで下限面積の40アールを超えています。</p> <p>受託料収入は、主に睦沢町の営農型太陽光発電設備のパネル下の耕作を受託しており、経営面積はかなり大きな面積になっているようです。</p> <p>第7項については、権利者の父親が対象地の横の農地で植木を栽培しており、隣の方から相談があり、自分の土地と併せて栽培することになったようです。</p>

議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。
事前審査第1班 (高橋班長)	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。 お手元の資料16ページをご参照ください。 本案件は、専用住宅用地とするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南西に約1.2キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 現況は耕作中で、周辺は農地と住宅が混在しております。 被害防除は、ブロック、植栽により、土砂の流出を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。 他法令関係につきましては、農林漁業従事者の居住用建築物の建設のための、開発行為にあたるものであり、都市計画法上の開発許可を要するものではありません。 事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準である、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
	質問、意見等無いようですので、採決いたします。

<p>議場</p>	<p>事前審査第1班班長の説明<small>せつめい</small>のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号第1項から第11項につきまして、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料17ページから23ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、資金計画書を添付しております。</p> <p>本案件は、特別養護老人ホーム用地とするため、賃借権を設定するものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから東に約1.7キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と病院があることから第3種農地と判断しました。</p> <p>現況は畑で、周辺は住宅が広がっております。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は、合併浄化槽に接続し、雨水は雨水浸透施設にて処理後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>つぎに第2項です。</p> <p>本案件は、第3項及び第4項と一体案件ですので、一括してご説</p>

明いたします。

お手元の資料24ページから27ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、堆肥舎用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉東金道路中野インターチェンジから北西に約2.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は耕作中で、周辺は山林が広がっております。

被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

議案書の9ページをご覧ください。

つぎに第5項です。

本案件は、第6項と一体案件となりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料28ページから32ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、融資証明書を添付しております。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は耕作中で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、土堰堤及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

議案書の10ページをご覧ください。

つぎに第7項です。

本案件は、第8項と一体案件となりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料は33ページから37ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、融資証明書を添付しております。

本案件は、資材置場・駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.3キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

議案書の11ページをご覧ください。

つぎに第9項です。

お手元の資料38ページから41ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから東に約2.3キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

つぎに第10項です。

本案件は、第11項と一体案件となりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料は42ページから44ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸資材置場・駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約2.4キロメ

ートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、周辺にブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

議案書の12ページをご覧ください。

つぎに第12項です。

お手元の資料45ページから46ページをご参照ください。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR幕張駅から北に約1.1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に2つの小学校があることから第3種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は雨水浸透施設にて処理後、オーバーフロー分は側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書の13ページをご覧ください。

つぎに第13項です。

お手元の資料は47ページから48ページをご参照ください。

本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR幕張駅から北に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と千葉西税務署があることから第3種農地と判断しました。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は雨水浸透施設に

	<p>て処理後、オーバーフロー分は側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
橋本委員	<p>第1項の賃料は、1平方メートル当たり2,000円になるが、農地法第5条では地域調和要件は審査にあたり考慮されますか。</p>
事務局	<p>第5条では地域調和要件は基準となっていません。</p>
浅川委員	<p>近年、残高証明の添付が多くなっているが、規定の有無と添付の経緯について教えてください。</p>
事務局	<p>添付については3か月前から行っております。転用事業の実現性や資力・信用性の確認について委員から指摘あり、添付を開始しました。個人は個人情報の関係があるので、法人のみ添付しています。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号各項について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第3号については許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p>

<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の14ページをご覧ください。 第1項です。 資料49ページから51ページの位置図、公図及び土地利用計画図をご覧ください。 本件は、東金市に在住の方が、緑区越智町の畑1筆において、営農型太陽光発電設備用地として利用したいというものです。 施設の概要は、パネル設置面積395.59平方メートル、農地接地面積0.326平方メートル、発電出力49.5キロワットです。 なお、発電設備の下部の栽培作物については、「ブルーベリー」を予定しております。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の15ページをご覧ください。 第1項です。 被相続人が所有し耕作していた花見川区畑町の「畑」3筆、合計面積5,793平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を追加で受けようというものです。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>相続人である花見川区畑町に同居の農業相続人が、被相続人から受け継ぎ、引き続き耕作を行っていることを、伊原推進委員と事務局職員にて、9月27日に現地調査を実施し確認しております。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>若葉区高品町に在住の方が所有している、同町の畑1筆、面積363平方メートルについて、買取り申出者の夫が農業の主たる従事者であったことを、令和3年10月1日の現地調査により、竹下推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>第2項です。</p> <p>稲毛区作草部町に在住の方が所有している、同町の畑7筆、合計面積2,043平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和3年10月1日の現地調査により、竹下推進委員に確認していただきました。</p>

	<p>買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。 事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。 説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の17ページをご覧ください。 第1項は、佐倉市上志津原所在の農地所有適格法人が、花見川区内山町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積2,033平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「大根」です。 第2項は、緑区大木戸町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町及び同区大高町の畑3筆、合計面積3,033平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「大和芋、ニンジンなど」です。</p> <p>議案書の18ページをご覧ください。 第3項から24ページの第15項は、権利者が同一のため、一括して説明します。</p>

	<p>佐倉市八木在住の農家の方が、若葉区和泉町在住の方、外15名が所有する同町、同区大草町、古泉町、中田町の畑25筆、合計面積29,048平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「大和芋」です。</p> <p>権利者は高齢ですが、後継となる子が従事しています。</p> <p>第16項から26ページの第19項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>佐倉市下勝田在住の農家の方が、若葉区下泉町在住の方、外5名が所有する同町の畑9筆、合計面積9,324平方メートルに賃借権または使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「大和芋、落花生」です。</p> <p>第20項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、一括方式です。</p> <p>若葉区多部田町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積902平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ニンジン、キャベツ、トマト」です。</p> <p>第1項から第20項までの合計面積は、44,340平方メートルです。</p> <p>本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>深谷委員</p>	<p>今回、権利者が佐倉市のものが多いが、位置関係はどうなっていますか。何か、PRを行っていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>対象農地はかたまっており、効率よく耕作可能です。</p> <p>集積計画の策定においては、市外の方を排除する規定はありません。特に市外農業者へのPRは行っていませんが、今回、コロナ関</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>係の施設整備の補助金の申請にあたり、経営実態を明確にするため、申し込みがあったものです。</p> <p>他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第7号については、原案どおり決定といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の第28ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届け出があった者で、議案書の31ページまでに23件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の第32ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届け出があったもので、議案書の36ページまでに34件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の第37ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、議案書の39ページまでに17件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>知を受理いたしました。</p> <p>議案書の第40ページをご覧ください。 報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を理由とするもので1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の第41ページをご覧ください。 報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の第42ページまでに17件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。 報告案件につきましては、以上です。</p> <p>ありがとうございました。 ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第7回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前 11時20分)</p>
-----------------------	---